

制度	確定給付	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

平成20年2月5日 No. 89【差替版】

発行元：三菱UFJ信託銀行 受託財産企画部 年金業務室 年金企画グループ

厚労省通知「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて」に関するQ & Aについて

～主に厚生年金基金のお客様向けのご案内です。

- 12月28日に厚生労働省より、年金局長通知「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて」(年発1228001号)が発出されましたが、当該通知の内容につき、信託協会を通じ、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課あてに、確認事項を照会しておりました。
- 今般、一部の確認事項について、回答を入手いたしましたので以下のとおり、Q & Aとしてご紹介いたします。

年金局長通知「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて」Q & A <厚労省 信託協会>

Q.1 当該経費について年金経理から業務経理に繰入れる場合は、財政運営基準第7の2の(1)の要件を満たす必要があるとの認識でよいか。(財政運営基準第7の4の(1)の工における「限度」については適用しない旨記載があるが、当該項目については記載がないため確認するもの。)

A.1 貴見のとおり。

「財政運営基準第7の2の(1)」では、いわゆる“継続基準”に抵触していないことや“非継続基準”に該当した場合に必要な掛金を拠出していることなどの、繰入れができる条件が示されていますが、この条件が適用されることが確認されました。

さらに「財政運営基準第7の3の(1)」により、繰入れの限度額の定めがあることに注意が必要です。(一定水準の剰余があることが条件となります。)繰入れの限度額の詳細は、4ページ目の【ご参考】をご参照ください。

Q.2 本件経費について年金経理から業務経理に繰入れる場合は、財政運営基準第7の5の(1)における「業務経理における繰越剰余金見込額がある場合には、まずこれをもって充て、それでも不足する場合に限り年金経理からの繰入を行うこと。」についても適用されるとの認識でよいか。(財政運営基準第7の4の(1)の工における「限度」については適用しない旨記載があるが、当該項目については記載がないため確認するもの。)

A.2 貴見のとおり。

業務経理に剰余がある場合には、注意が必要です。

Q.3 本件経費に係る年金経理から業務経理への繰入れについては、年度途中における予算変更が可能との認識でよいか。

< 補足 >

財政運営基準第7の4の(1)の工において『臨時的な事業に要する経費』と『その他の経費』が定められており、本件経費については『その他の経費』に該当することとされている。財政運営基準第7の5の(2)において「年度途中における予算変更は、『臨時的な事業に要する経費』に該当する例外的なものを除き行わないこと。」とされており、『その他経費』については記載がない。従って、本件経費については年度途中における予算変更が不可能であると解釈することもできるため、念のため確認するもの。(本件経費については当初予算編成時に繰入計画を策定することが困難なケースも想定されるため、年度途中における予算変更についても認めていただきたい。)

A.3 よい。

社会保険庁の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿の突き合せ、加入員等に対する記録等の提供、裁定請求の勧奨及び住所管理のために必要となる経費については、年度途中の予算変更による年金経理から業務経理への繰入れが可能であることが明確になりました。ただし、通知の趣旨から、平成20年度及び平成21年度に限った措置となっていることに注意が必要です。

Q.4 本件のかかる繰入を行う場合に作成する繰入計画書では、本件は、「2.繰入について(1)機械化経費以外イ繰入れ実施計画」に事態を記載することになるが、用途は該当事業に応じて次の記載でよいか。

- ・ 被保険者原簿と加入員原簿の突き合せの為
- ・ 加入員に対する記録等の提供の為
- ・ 裁定請求の勧奨の為
- ・ 住所管理の徹底の為

また、今回の繰り入れについては、I型、II型含めた全基金が対象になると考えてよいか。

A.4 本通知で繰り入れを認めている範囲内で基金の判断にて記載してください。
貴見のとおり。

について具体的には、平成20年度に実施することが想定される作業項目をピックアップし、それぞれ必要な費用を見積もることが必要になると思われます。

Q.5 II型基金においては、年初予算策定時に機械化経費として繰入計画書を作成すると思われるが、年度途中で繰入額の変更を行う場合には、当初計上額を含めた繰入計画書を再度作成することとなるか考える。
これについても認められると考えてよいか。

A.5 よい。

【A.1 ご参考】

「財政運営基準第7の3の(1)」の繰入れ限度額について

繰入限度額 = (A - B)の額

A = 純資産額

B = 責任準備金

- + 次期財政再計算における死亡率改善により発生する債務
- + 給付改善準備金
- + その他、将来のベースアップに備える額等、年金数理人が財政運営の健全性の観点から留保することが適当と認めた額

以上